

神田孝平『農商辨』における商の「利」

——税制改革論を中心に——

南 森 茂 太

I はじめに

神田孝平(天保元(1830)年-明治31(1898)年)はウィリアム・エリス(William Ellis, 1800-81)の *Outlines of Social Economy* ([1846] 1850) を、そのオランダ語訳、H. Hooft Graafland, *Grondtrekken der Staatshuishoudkunde* (1852) から重訳して『経済小學』(慶応3(1867)年)と題して出版した。彼の訳業は日本への欧米経済学導入の嚆矢となり、経済学にかんする訳語確定の第一歩となるものであった。このことは日本における経済学の揺籃期での貢献のひとつとしてよく知られている¹⁾。ところが、この翻訳をおこなう以前から経済諸問題への神田の関心は高く、審書調所に出仕する直前の文久元(1861)年冬、『農商辨』²⁾を著していたのである。

『農商辨』が執筆された当時の日本は欧米列強のアジア進出という国防上の問題に直面しており、幕府・諸藩はその対策として海防強化に取り組んでいた。しかし、これにかかる費用は、すでに逼迫していた財政をさらに悪化させた。増加した財政支出は農民への租税増徴によってまかなわれたため、統治者に対する彼らの不満は大きなものとなった。外圧による問題が、すでに顕在化していた内政問題をより一層深刻にしたのである。そのこともあって、徳川幕藩体制は倒壊の兆しをみせはじめたが、これを維持しようとする意見が多くあらわれた。『農商辨』

もこうした時代の流れの中で執筆された。

『農商辨』執筆にこのような背景があったにもかかわらず、同書にかんするこれまでの研究は、身分制度を前提とした江戸時代の経済思想としての側面よりも、むしろ西洋の「自由主義思想」としての側面を強調してきた。たとえば、「わが国における自由主義経済学の発生・発展およびその轉化の過程」(住谷 1934, 3)を明らかにしようとした住谷(1934)は、同書を明治期以前の「自由主義的主張の…萌芽としての代表的業績」(同上 15)と評した。また、塚谷(1960)は「すでに帝国主義段階にはいった先進資本主義諸国にかこまれた日本という後進国の現実を、抽象的ではあれ反影した独特の主張をもった…日本型の『自由主義思想』」と捉えた(塚谷 1960, 90)。これらは資本主義発達史を念頭に置き、明治政府を絶対主義政府と位置づけたうえで、日本での「自由主義経済学」の成立根拠を明らかにしようとする立場からの研究であった。他方、文献考証に基づいた研究では、幕末から明治初期にかけて日本に輸入された各種の「産業政策論」を明らかにしようとした堀(1948)が、神田の「産業政策論」を「第二種の商工立國主義」³⁾と評し、これは「近世初期に於ける重商主義(廣義)」(堀 1948, 9)と対照できると指摘した。ただし、神田は「保護貿易政策の實行を要求してはゐないから、この点に於いて昔の重商主義者と袂を別つ」(15)と

述べ、彼の思想の「自由主義」的側面を強調した。

しかし、『農商辨』における神田の主張は徳川幕藩体制を前提とし、さらにこれを維持しようとするものであったから、彼の思想をイギリスに端を発する「自由主義思想」とみることに難点があるように思われる。もちろん、同書を江戸時代の経済思想として評価した先行研究もある。幕末期の商稅論としてこれを紹介した本庄（1937）は、その一例である。また、本庄（1964）は「農本商末思想」が大半を占めた江戸時代にあつて、商業の発展を察知し、この意義を高く評価した学者として石田梅岩（貞享2〈1685〉年-延享元〈1744〉年）、海保青陵（宝暦5〈1755〉年-文化14〈1817〉年）とともに神田を紹介し、同書に言及している。しかし、これらはいずれも本格的な分析とは言い難く、紹介の域を出てはいない。近年、江戸と明治の経済思想に分断があるとする解釈や、幕末・明治初期の経済思想を欧米経済学説史と比較して評価するという研究手法は見直されつつあり⁴⁾、19世紀のさまざまな思想家に対する評価が修正・深化されている⁵⁾。ところが、神田にかんしては、その経済思想の再検討は、まだ十分におこなわれているとはいえない。

『農商辨』の内容を概観すれば、そこでは幕府・諸藩の財政難と農民の困窮が内政問題として、欧米列強のアジア進出が国防問題として取り扱われている。そして、神田はこれらの対策にかかる費用を貿易の「利」に対する課税により調達することを構想した⁶⁾。このような内政・国防問題を外国貿易により解決しようとする方策は、欧米の諸学問が積極的に導入されはじめた幕末になってあらわれたものではなく、すでに18世紀末より日本国内の思想家によって論じられたものであった。この代表的な人物として本多利明（寛保3〈1743〉年-文政3〈1820〉年）をあげることができる。江戸時代の経済思想家であるこの本多と神田の思想を比較したうえで

『農商辨』を江戸時代の経済思想として位置づけることは、これまで主として欧米から輸入された思想の影響が強いとされてきた幕末・明治初期の経済思想を再評価するうえで重要な課題といえる。もちろん、外国貿易に着目したとはいうものの、本多を含めた多くの江戸時代の経済思想家が官營貿易論、もしくは幕府・諸藩の統制のもとでの外国貿易を唱えるのに対し、神田は商人がこれを担うことを容認した。神田のこうした主張は同時代の経済思想と袂を分かつたものであった。この点を考察して同書の特徴を明らかにすることも本稿の課題となる。より具体的には、II節で当時の日本が直面していた内政・国防問題に対する神田の認識を、III節でこれらの問題に対する打開策として提言された商の「利」に租税を賦課する彼の稅制改革論を分析する。続くIV節では、本多の思想と『農商辨』における神田の思想との比較を通じて同書と江戸時代の経済思想との共通点を考察する。そのうえで、むすびとなるV節において、同書の特徴をあきらかにするとともに、明治以降の彼の思想との関係について言及する。

II 『農商辨』における日本の内政・国防問題に対する認識

1. 神田の士農の困窮に対する認識

江戸時代における幕府・諸藩の主な財源は、都市に集住した武士が農村に住む農民から米を主とする現物納による租税を徴収することで成立していた（米納年貢制）。したがって、歳出をおこなう際には米穀を換金する必要があった。農村部においても消費をおこなうにあつても同様であり、農民の自給自足経済は崩れ始めた。農業技術の進歩による生産の増大と商品作物の販売を通じて、一部の農民は経済的余剰を手に入れたが、その一方で土地を手放し、小作や都市への流民となる農民がみられるようになった。また、幕府・諸藩はいわゆる「米価安」と「諸色高値」という状況に見舞われ、その財

政を徐々に悪化させていった。このような士農の困窮は江戸時代初期からすでにみられ、幕末に至るまで多くの思想家がこの解決策を講じた。『農商辨』においても、これらの問題に対する神田の見解が述べられているが、彼はこのような事態を招いた原因を「農ヲ以テ國ヲ立」てること、すなわち課税の対象が農業の「産物」となっていることに求めた。同時に彼はこの租税制度が将来におよぼす弊害についても言及し、これらを「農ヲ以テ國ヲ立ツルノ害三アリ」として次のように論じた。

神田は農民困窮と農業衰退の原因を考察した。まず、「農ヲ以テ國ヲ立ツルノ害…其ノ一」として、彼は農民困窮の原因について次のような指摘をおこなった。農民から租税を徴収する場合、「余程肥腴ノ地」でなければ、彼らは勤勉に耕作しても少ない「利潤」しか得ることができない（神田 [1861] 1879, 9）、と。また、神田はこうした税負担が農民の耕作意欲を減退させている実例をあげている。彼によれば、南部では藩命により領内に漆の木を植えさせているが、民はこれを切り枯らす。というのは、一本ごとに「運上」が賦課されているためである。つまり、民は漆の木ではなく、租税を憎んでいるからである（9-10）。このように租税には産業の発展に対して負の効果を及ぼすことがある。この原因を彼は、「古代」においては不正な「利」を得るものを抑えるために租税を徴収していたことがあった（10）、と『孟子』の一節を引用して説明している。そして、農民から租税を徴収することは農業を抑え禁じることと同様である（10-11）、と租税が農業衰退の原因にもなっていると断じた。さらに彼は、農業の衰退は一国の経済にとって望ましいものではないとの見解をしめした。『農商辨』では、農業は土地より生ずるものを収穫し、工業はその収穫物を加工し、商業はその加工品を流通させる存在であると捉えられ（2）、また「物價」は「産物」の量によって決定するとされた（6）。彼は

これらにしたがって、農民に重税が課せられるようになると、「山野日ニ荒廢シ、物價日ニ高直ニ成行キ農工商俱ニ衰へ、國モ亦之ニ從テ衰フ」（9）、と指摘した。

つづく「農ヲ以テ國ヲ立ツルノ害…其ノ二」において、農業の「産物」に賦課する租税に依存した場合、幕府・諸藩は必然的に財政赤字に転じると神田は述べた。彼によれば、そもそも「地力」は「限り」があるもので、そのために農業の「産物」にも「限り」がある。よって、これに租税を賦課しても税収には「限り」が生じる。これに対して歳出は「世ノ中ノ事ハ次第第二事繁ク成行」ため時の経過とともに「限ナク」増加していく。したがって、歳出の増加に「限ナク」、租税に「限り」があれば、財政赤字に転ずることは「當然ノ理」である。それゆえに、武士が「奢ラズ」、また農民が「怠ラズ」とも、士農の困窮は免れることができない（11-12）と言うのである。

以上のように士農困窮の原因に対する考察をおこなった神田は、これらに加えて租税制度を変革しなかった場合に生じる弊害を「農ヲ以テ國ヲ立ツルノ害…其ノ三」として次のように論じた。商人はもともと富裕であり、外国貿易が興らなくとも自らの「権」を強めている。彼らにさらなる繁栄をもたらす外国貿易が開始されようとする状況にあつて、統治者が「舊來ノ農法」に固執したならば、農民は次第に商人となり、農村は次第に荒廢し、「國家ノ經濟」は次第に困窮化し、海陸の軍備も次第に弱体化する。そして、商人⁷⁾のみが外国との結びつきを強めることで「利権」を独占し、その「勢威」を日に日に拡大していく。「一旦非常ノ事」があるならば、その害は測り知れないものである（12）、と。彼が「非常ノ事」と書いたのはもちろん外国による侵略をさすが、加えて武家政権が商人によって脅かされる可能性をも含意するものであった。このように武家政権の維持が困難な状況にあるという彼の認識は、次のような記述か

らもうかがい知ることができる。かつて王朝が政権を担っていたとき武家をひどく卑しんでいた。…しかし、源頼朝の時代にこれまで卑しんできた武士に政権を奪われた。今日では武家が商人をひどく卑しんでいる。しかし、商業をおこなうものが栄え、これをおこなわないものが衰える、すなわち「天下ノ権」が商人に移ろうとする時勢である。このままでは、武家政権もその将来が不透明になる(13)、と神田は指摘したのであった。

2. 神田の国防問題に対する認識

18世紀末から19世紀初頭にかけて、ロシア、イギリス、アメリカなどの船が頻繁に日本近海に出没するようになり、日本は上述したような内政問題のみならず、国防という新たな問題に直面するようになった。当初、欧米列強の接近の目的は日本に対して通商を求めるものであり、周辺諸国への軍事的侵略はみられなかった。そのため、当時の思想家たちによる国防論は外国貿易による「富国」を主張する一方で、軍事面については属島開発のみならず海外発展論を展開していた⁸⁾。しかし、アヘン戦争における清の敗北などは日本への欧米列強の侵略の危険性を予期させるものとなった。その結果、「富国」よりも「強兵」を重視する国防論が展開されることとなった⁹⁾。このような潮流に対して、神田は「民心」に着目して「西洋諸国」が「東方諸国」を侵略する原因に対する独自の分析を展開した。

神田は『農商辨』の冒頭において「商ヲ以テ國ヲ立ツレバ、其ノ國常ニ富ミ、農ヲ以テ國ヲ立レハ〔ママ〕其ノ國常ニ貧シ、東方諸國ハ農ヲ以テ國ヲ立テ、西洋諸國ハ商ヲ以テ國ヲ立ツ、故ニ東方諸國ハ常ニ貧シク、西洋諸國ハ常ニ富メリ」(神田[1861]1879,1)と述べるが、彼は「西洋諸国」と「東方諸国」とのあいだで立国の経路が異なるに至った原因を次のように分析した。「西洋諸国」の地質は一様ではないが、た

いていが「瘠土」であり、とくにオランダやイギリスの気候は寒冷である。それゆえに、「地ヨリ産スル所ノ物」はきわめて少ない。にもかかわらず、これらの国々が現在のように「強大富勢」となりえたのは、長年にわたり貿易振興に勤めた結果であった。もし、「西洋諸国」が農業の「産物」に課税する租税制度によって国政を運営していたならば、彼らは自滅していたはずである。他方において、「東方諸国」は地質が「肥エ」ており、またその「産物」が多いため「工商ノ業」を興さずとも自滅することはなかった。しかし、外国貿易の「利」には「限り」がないのに対して、農業の「利」には「限り」がある。したがって、「有限ハ無限ニ勝タヌ道理」により、もともと「肥土ノ國」である「東方諸国」は「瘠土ノ民」に侮られるようになった(14-15)、と。

「強大富勢」となった「西洋諸国」がアジアに進出すれば、当然これに対抗すべく軍備を強化する必要が生じる。しかし、神田は「農ヲ以テ國ヲ立ツル」かぎり、この対策は十分におこなえないと主張し、その根拠を以下のように述べた。彼によれば、軍備を整えるための費用を農民から徴収しなくてはならないが、租税増徴は彼らの不満を増大させ、一揆などの騒擾を発生させる恐れがある。他方で、「民心」を収めようとして租税を軽減すれば軍備を整えることができない。結局、軍備を整えることと「民心」を掌握することとは両立することができず、外国に侵略する隙を与えてしまう。このこともまた、「農ヲ以テ國ヲ立ル害」である(15-16)。

では、かりに西洋人が「東方諸国」を支配した場合どのような統治がなされるか、神田はこれを次のように推論した。西洋人による支配が始まれば、彼らはまず農民に対する租税を免除する。そのうえで蒸気機関などさまざまな「器械」を用い、鉱山を開き、水利を起こし、船を建造し、漁業や牧畜を広め、学術技芸を極め、百般の器物を製造して、これらを万国に輸出す

ることで莫大な「利」を得る。この「利」を推算すれば、それは農民から徴収していた租税収入の少なくとも2.3倍になる。さらに、「人情」は「利ニ趣ク」ため、「人心」も租税が少ないことを喜び悦服する(17-18)。もちろん、日本や中国においても「農税」が全免されたことはあった。ただし神田によると、これは「一年ヅ」のことで、しかも実施されたのはすべて「古代聖人」の時代であって、「近代」にいたってはまったくおこなわれていない。これに対して、「商法ニテ國ヲ立」てる西洋は「末代永久」に至るまで農民より租税を徴収していない¹⁰⁾(19-20)。このような「農税」の免除は、東洋では「仁」により、西洋では「利」によってなされる。しかし、恩恵を被る農民からすれば、「一年」と「永久」とでは全く異なるものであり、「深く其ノ本ヲ推セバ、却テ西洋商法ニ仁政ノ實」がある(20)ことになる。

以上のように「東方諸國」が「元来肥土ノ國」であること、および西洋人の統治が「人心」を「悦服」させるに十分であることを述べた神田は、これらが欧米列強のアジア進出の原因になっていると捉えた。彼によると、西洋人が「東方諸國」に来て、「農ヲ以テ立タル政」をみると、「人心」の離散、統治者・民衆双方の疲弊、軍備弱体化という問題を抱えていることを見抜く。これを察知すれば、戦争によってその国を奪い、そのうえで莫大な「利」を獲得しようとする(23)。これに対して、「農ヲ以テ立タル國」を守ろうとしても、日を追うごとに争いの原因は多くなり、歳出は増加し、租税の増徴が行なわれ、「民心」は離散していく。「國人」には外国を慕う心が生じ、国内は「土崩ノ勢」となる。外国に対しては隙をみせることになり、「明君賢相」が日夜勤勉に「政」を執り行なっても国は滅びる(25)、と指摘した。

III 『農商辨』における税制改革論

では、「農ヲ以テ國ヲ立ツル」ために生じた

内政と国防に関する問題を解決するためにはどうすればよいか。神田は税制改革によって解決することを提言した。具体的には、課税対象を農業の「産物」から商業の「利」へと移行することであった。この改革を実施することによって、農民に対する租税を増徴せずとも幕府・諸藩の税収は増加し、財政難を解消することができる。また、農民への租税賦課を減ずることも可能となり、彼らを困窮から救うためにもこの税制改革は有効となる。このように内政問題は解決されるが、同時に軍備強化の費用調達と「民心」掌握に対してもこの改革の影響がおよび、国防問題も解決することとなる。このような主張を彼は「商ヲ以テ國ヲ立ツルノ利、三ツアリ」として以下のように論じた。

「商ヲ以テ國ヲ立ツルノ利…其ノ一」において神田は、農工業よりも圧倒的に多くの「利」を獲得する商業に対して租税を賦課すべきであると主張した。この根拠は農工商が生産・流通過程を通じてどれだけの「値」もしくは「利」を獲得するかにおかれた。彼によれば、農業は「土地ヨリ生ズル所ノ物」を収穫することで「千金ノ値」を獲得し、工業はこれを加工し「種々ノ品物ヲ製造」することで「二千金ノ値」を獲得し、商業はこれを「他邦ニ運送シテ有無貿易」することで「三千金ノ利」を獲得する(神田[1861] 1879, 2. 傍点引用者)。

これらの関係を図に示せば図1のとおりとなる。そして、農が獲得する「千金ノ値」、工が獲得する「二千金ノ値」、商が獲得する「三千金ノ利」に対して「均シク十分一ノ運上」を賦課した場合、農からは「百金」、工からは「二百金」、商からは「三百金」の税収を得ることができる。ゆえに、商業に対して租税を賦課すれば厳しい取立てをおこなわずとも税収が増加し、農民を苦しめずして幕府・諸藩は富裕になる(2-3)と彼は論じた。

ところで、『農商辨』における農工商の収益にかんする神田の説明について、大島・加藤・

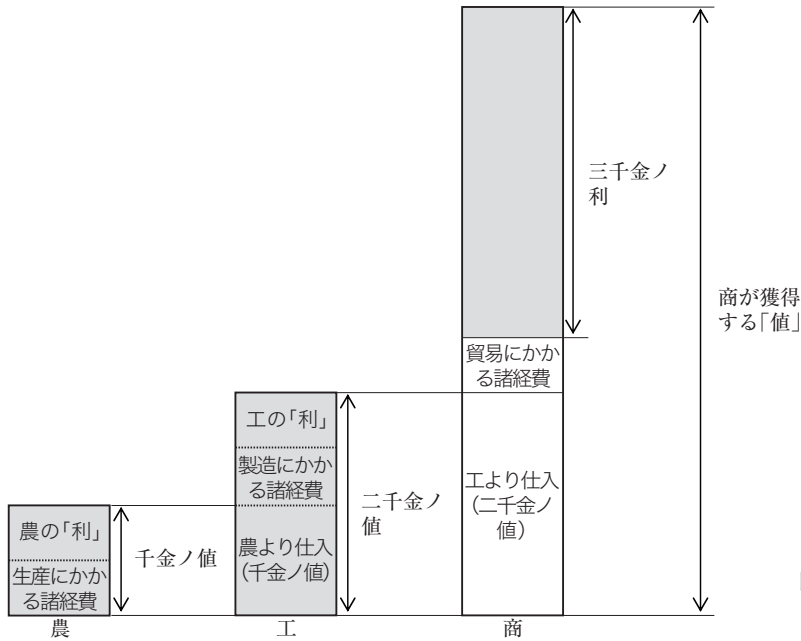


図1 農工商の収益についての神田の説明

(注1) 網がけ部分が課税の対象となる。

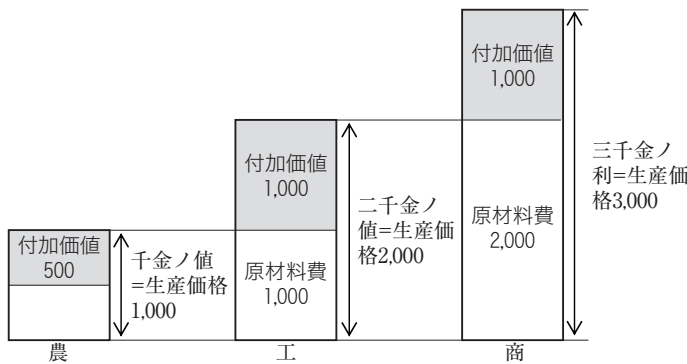


図2 大島・加藤・大内(1972)による神田の説明の解釈

(注1) 網がけ部分が課税の対象となる。

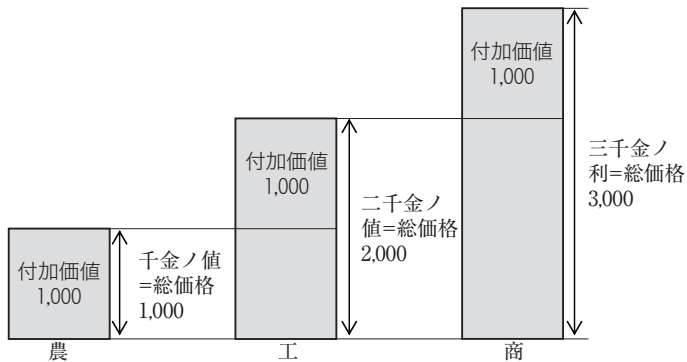


図3 奥田(2001)による神田の説明の解釈

(注1) 網がけ部分が課税の対象となる。

(注2) 農・工は納税義務者であり、また納税者である。これに対して商は納税義務者であるが実際の納税者ではない。

大内(1972)は「加工度を高め、また流通過程を経ることによって、付加価値が増加する」(132)と解釈した。そのうえで、神田の主張した税制政策を、発生した「付加価値」に対する今日という直接的なものと捉え、「農業のばあいは生産価格が1,000なのだからたとえば付加価値は500であろう。工業では1,000が原材料費だから付加価値は1,000であり、商業も同様である。そこに1割の課税をして、どうして商業のみから300がとれるのか、いささか腑に落ちない」(132)と神田の理論に疑問点があることを指摘した。いま、これを図示すると、図2のようになる。

これに対して奥田(2001)は、神田が農工商の関係を述べた箇所については、大島らと同様に「付加価値」が発生するとの見解を踏襲しながらも、「〔付加価値に対する課税であれば〕収税額は、農業はさておき、商業の300のみならず、工業も100のはずで、200ではおかしい」(20。〔 〕は引用者)とその解釈の問題点を指摘している。そのうえで、神田の収税額にかんする見解を整合的に解釈するために、「農業や工業といった生産段階に課税する直接税ではなく、付加価値が増し総価格が極大となった流通段階で課税する間接税こそ、ベストな収税方法だと考えていた」(20)と理解した。これを図示すると図3のようになる。

しかし、図2および図3からは、神田のいう「値」と「利」の違いが説明できない。すでに、図1に見たように、神田は、農と工の課税対象を「値」、商の課税対象を「利」と明確に区別している。これらを「生産価格」や「総価格」のように「中間投入」を含んだものとして理解すると、神田の述べた「値」と「利」についての解釈が困難になる(図2, および図3)。上述したように、神田は商業に対して租税を賦課すると、厳しい取立てをおこなわなくとも収税が増す(神田1861[1879], 3)と述べている。このことは、商業の獲得する「利」の大きさを指

摘するとともに、それが担税能力に優れていることを説いたものといえる。つまり、彼が述べた「値」とは費用を含んだ収益に相当するものであり、また「利」とは収益から費用を控除した利益に相当するものであった。また、かりに、奥田がいうように神田の提言した税制が今日という間接税的なものであるならば、たとえば、商人が「納税義務者」となり、実際の「納税者」は消費者となる。ところが、神田は納税方法について「農ヨリ之ヲ取ムレバ、…工ヨリ之ヲ取ムレバ…商ヨリ取ムレバ」(2)などと論じており、「納税義務者」と「納税者」を同一としている。そして、このような解釈をおこなうことで、彼の構想した租税制度を商の「利」に対する今日というところの直接的なものと捉えることができる¹¹⁾。

つづいて神田は商の「利」を増加させるためには外国貿易を振興する必要があるとし、これを「商ヲ以テ國ヲ立ツルノ利…其ノ二」として次のように述べた。たとえば、「二千金」の製品を「西方」で販売すると「利」は「三千金」となり、これを「資」として「西方ノ物」を購入して「南方又北方」で販売すると「利」は「四千金、又ハ五千金」となる。このように「四方ニ轉ジテ、貿易スル」と、その「利」は際限なく増加していく。したがって、この「利」に課税をしたならば、収税もまた無限に増加する(同上3-4)、と。さらに、無限に「利」を増加させることができる中継貿易を実行しないことは、その「利」を他国に奪われるものであると彼は指摘した。彼によれば、日本では「他邦ノ物ヲ買テ、他邦ニ賣」る「江州ノ商人」が、「他邦ノ人商法ヲ知」らないために「獨リ其ノ利ヲ專ニスル事」を可能にした。これと同様に、「外国商船」も「自國ノ品物」のみならず、「漢土ノ品」多く載せて来日し、「我邦ノ品」を購入して「漢土」へと向かう。「我邦ト漢土」の人々は「何レモ商法ヲ知」らないために「千萬里ノ遠方ヨリ來レル西洋人」によって貿易の「利ヲ

奪」われている(4-5)。

さて、神田は自らのこの税制改革論をしばしば「商法」と表現した。ただし、同語は一義的に用いられておらず、中継貿易と経済政策との2つの意味で用いられている¹²⁾。これまでの研究では、彼の貿易論を統治者がその担い手となる中継貿易、すなわち、官営貿易と解釈するものもみられる¹³⁾。しかし、官営貿易であるならば、「利」は統治者に帰属するので租税を賦課する必要はない。商の「利」に対し租税を賦課すべきとしたその主張から判断すれば、彼が考えた外国貿易は商人がその担い手となる民営貿易であったといえる。

外国貿易の「利」に着目して税制改革論を展開した神田は、この改革が各産業に与える影響を「商ヲ以テ國ヲ立ツルノ利…其ノ三」として論じた。彼によると、商の「利」に対する租税を税収の中心にすえることで、農民から租税を徴収する必要がなくなる。このため農業の「利潤」は増加し、瘠せた土地を耕作しても「利」を見込めるようになる。よって、農民は土地の開拓を積極的におこなうようになり、農産物の生産量は増加し、またその「値」も下落する。このことは工業や商業にも波及効果をもたらし、「國」も当然繁栄するようになる(5-6)。

また、神田は税制改革が幕府・諸藩の財政に対して与える影響を、旧来の財政政策に対する批判を展開しつつ次のように述べた。彼がまず批判の対象としたのは「儉約」であった。彼によれば、古より「經濟」を論じるものは多くいるが、彼らがもっとも着実とするのは「儉約」である。しかし、「儉約」には限界があり「百萬石ノ物成ハ丸デ殘ツテモ百萬石」である。他方において、「商法」を用いると「百萬石ヲ二百萬石ニモ、三百萬石ニモ、限りナク、盛大ニナス」ことができる(7-8)、と。つまり彼は、歳出は「世中ノ事ハ次第次第ニ事繁ク成行」ため時の経過とともに際限なく増加していくという認識のもと(同上11)、江戸時代における

代表的な経済思想である儉約が財政政策としてはもはや有効でないことを察知したのである¹⁴⁾。そのうえで、膨張する財政への対応が可能となる商業の「利」への課税の長所を説いたのであった。

「商ヲ以テ國ヲ立ツル」ことで幕府・諸藩の財政赤字と農民困窮という内政問題を解消できるとした神田は、さらに国防問題についてもその解決への道程を論じた。彼によれば、「農ヲ以テ國ヲ立ツル」ことから一変して「商法」をおこなうことによって、「農税」を省くことが可能となり、また「國庫」も次第に富むようになる。よって、「民心」の掌握と軍備強化とを同時に実現することが可能になる(16-17)。

以上のように、神田が構想した税制改革は、「國家ノ安全」を求めることを目的とし、「農税」を漸減し、工商を盛んにし、外国貿易をおこなうことであった。この結果、「土地自ラ開ケ、人心自ラ服シ、収入自ラ増シ、武備自ラ整ヒ、上下自ラ富ミ、國勢自ラ一振スベシ」(24-25)、との結果が得られると神田は指摘した。また、彼がこの改革によって維持しようとしたのが武家政権であることは、「方今ニアリテハ、武門ニシテ商法ヲ用ヒ、貿易ノ道ヲ開クニ如クハナシ」(14)と論じていることからみれば明白である。もちろん、改革の担い手として彼が期待したのは徳川幕府であった。それゆえに、次のような警告が彼から発せられたといえる。幕府内でも外国貿易を好まないものがあるが、イギリス・オランダの官吏たちが集まって日本の行く末を議論した際に、彼らは薩摩・肥前が今後「大權」を握るであろうと予測している(24)、と。

IV 江戸時代の経済思想としての『農商辨』

上述した神田の時弊に対する認識、および外国貿易によってこれらを解決しようとする方策は、従来、彼の「開明性」として捉えられるとともに「自由主義思想」として評価がなされてきた。しかし、江戸中期以降の経世論に彼と同

様の着眼をすでにみることができ、この点だけを指摘することで彼の「開明性」をことさらに強調することはできない。というのは、とくに土農困窮の原因に対する認識と外国貿易によるこれらの解決策には、本多利明によって『農商辨』成立よりも半世紀以上もまえに提示されたものとの類似点をみることができるからである。

本多の生涯にわたる著作は「大別して科学・技術、経世論、北方問題の三部門」（塚谷1970a, 449）に分類することができる。このうち本節で取り上げようとする経世論に属するものは、ほぼ寛政年間（1789-1801年）の後半に著されたものであった。この当時、寛政の改革を推進した松平定信（宝暦8〔1759〕年-文政12〔1829〕年）が問題視したように、天明飢饉によって荒廃した農村復興が内政上の課題となっていた。また、アダム・ラクスマンが通商要求のため根室に来航したのもこの時期であり、対露外交と北方防衛が外交・国防上の重要課題となっていた。このような状況下で本多は、「天明飢饉の惨状下にある農民層への同感的態度を始発点」（矢嶋1990a, 137）とし、農民人口の減少は一国の経済にとって望ましいものではないとの見解のもと、これを救済すべく独自の経世論を展開した。

本多による農民困窮の分析はさまざまな論著にみられるが、彼の立論は共通して人口と食糧の問題をその端緒としている。たとえば、『西域物語』（下）（寛政10〔1798〕年）で彼は次のように論じた。「田畑に際限あり。出産の米穀に又際限あり。年貢・租税に又際限あり。其残の米穀にも際限あり。其際限ある米穀を以て下万民の食用を達るに、土工商僧遊民、日逐月追増殖する故国用不足となる」（本多〔1798a〕1970, 144）、と。では、農民はどのように困窮に陥り、また農業は衰退するのか。彼によれば、食料不足がおこると「猾吏」を選んで農民を責め虐げる以外に解決の方法がなく、農業に対し

て重税が賦課されるようになる。農民はこれに耐えかねて、「良田畑」であっても「手余地」と称し「亡所」とすることで租税負担を免れようとする。その結果、彼らは「下男女」を召抱えることもできなくなり、「手勢」で耕作をおこなわなくてはならない。これにより「亡所」はさらに増加する（145）。このような農業の衰退は幕府・諸藩の財政難をも引き起こす。彼によると、税負担によって困窮に陥った農民は「引子」を恥辱とせず人口を減少させ、これにともない租税は減少し、武士もまた困窮する（184）。

内政問題の原因をこのように把握した本多は、その解決を外国貿易によって図ることを提言した。この構想のモデルとなったのはオランダなど西洋諸国であった。たとえば、彼はオランダの開祖となった人物は次のように考えたと推論した。オランダは寒気が強く、自国で収穫された穀物で「土民」を養うことは困難である。しかし、この土地には長所があり、北方の海沿い地域で獲れた海産物やアムステル川で獲れた川魚などを「穀果」に補うことで「土民」を養育でき、食糧不足には陥らない。さらに、アムステル川を港とする「密策」を遂行することで、他国の助力を得ずとも、独立が可能になる。それゆえ、この「廢地」を得て「開業」を企てれば、「大利」を得て、「大功」を立てることができる（158-59）、と。このような「廢地」を興して良国とする人物を本多は「英雄」と評し（159）、さらにオランダが富裕となった経路を述べる。オランダの開祖は、「開業」と「困苦の土地」を救うことを決意し、身分を隠してロンドンやパリへ行き、「大船製作」の技術や「天文・地理・海洋・渉渡」の学問を習得し、自国へと戻った。そして、すぐさま造船を行い、自国の産物を積んで、開祖自身が「カヒタン」となって外国貿易に従事し、それにより「大利」を得て、国家を養育していった。…その結果アムステルダムは、西洋の三都になり、…天下の産物が不足することはない（159）。このような

オランダの発展を想定したうえで、本多は、日本についても、人口増加に伴っておきる食料不足を解決するためには「日本の内にも空山曠野迄」開発する必要があるとした(147)。そして、これを成し遂げるためにオランダで実施された政策を適用すべきであるとし、以下のように論じた。自国の産物のみで国民を養おうとすれば、常に不足が生じる。これを無理に推し進めれば、国民は必ず疲弊して何もなすことができない。ゆえに、「他の力」を入れなければ大業は決してなすことはできない。この原理を国の開祖である人は理解したうえで、「万国の力を抜取」ってわが国に入れなければ大業が成就できないことを自覚し、「万国の力を抜取」る「交易」をおこなわなければならない(159-60)、と。

このように本多の土農困窮に対する考察は、農民に重税が課せられるようになると、この負担によって農民の困窮と農業の衰退が起こり、税収もこれにしたがって減じていくというものであった。そして、西洋諸国をモデルとして、外国貿易によってこれらの問題の解決を唱えた。この提言は後の神田の『農商辨』における見解と類似したものになる。ただし、本多と神田の直面した社会背景は異なっており、したがって彼らを取り上げた問題も相違したものとなった。本多は天明飢饉の惨状下にある農民の救済を課題とし、他方、欧米列強のアジア進出への備えが必要となる時期に『農商辨』を執筆した神田は、財政難を解決すべき課題とした。もちろん、彼も農民の困窮を問題視したが、これは国防において「民心」を掌握する必要性から述べられたものであった。そのため、農民の惨状にたいする記述は本多がより詳細となったのに対し、神田の説明は極めて簡単なものとなった。彼による農民救済策は租税漸減というものとどまった。

とはいうものの、神田と本多の立論には多くの共通点が見出されることも確かである。これらを列挙すれば以下の通りとなる。第1に、彼

らは農業生産力の「限り」を認識し、それに農民困窮の原因を求め、さらに「限り」ある生産力で無限に増加するものをまかなうことが不可能であるとした。第2に、過剰な税負担が産業の発展を阻害し、これが税収の減少につながり、その結果、幕府・諸藩の財政難が生じるとした。第3に、外国貿易が農業の「限り」を補うために有効であるとの認識にたち、商業や外国貿易の収益性に着目して内政問題を解決しようとした。この思想は江戸時代中期以降のひとつの潮流でもあった。第4に、この政策を実施して富強となった西洋諸国を理想とした。第5に、農業を、本多は食糧を供給する産業と捉え、他方において、神田は原材料を供給する産業と捉えるものの、この衰退は一国の経済に望ましいものではないとする「農本思想」を持っていた。以上のほかに看過できないことは、彼らの外国貿易に対する見解である。本多は外国貿易を「万国の力を抜取」るものであると捉え、神田もまたこれを「利」を奪うものとしている。神田が後に重訳した『経済小學』では国際分業が説かれているが、『農商辨』ではこの見解が見られない。同書における彼の外国貿易論は、あくまでもその「利」を増加させ、税収を増加させることにつきている。この点は、第6の共通点としてあげるべきものである。

V 結 び

このように『農商辨』における土農困窮の原因に対する考察と、その解決を外国貿易によって図ろうとした方策は江戸時代経済思想の祖述といえるものであった。しかし、外国貿易の担い手、および農工商業の育成論については、神田と江戸時代の思想家たちのあいだに以下のような点で相違がみられる。

第1に、江戸時代には、商人は営利活動により不正な利益を上げ、物価上昇の原因をつくる非道徳的な存在として捉えられていた。このため当時の経済思想には「姦(奸)商」という表

現がしばしば見受けられ、流通過程は幕府・諸藩により支配もしくは統制がなされなければならないとされた。先にみた本多利明にもこのような認識があり¹⁵⁾、「渡海・運送・交易」を商人に任せれば「奸計貪欲を恣」にするため士農困窮は解決できないと述べた（本多 [1798b] 1970, 18）。そのため彼は、「渡海・運送・交易は国君の天職なれば、商民に任すべきに非ず」（18）と官営貿易論を唱えた。このような思想は幕末においてもみられ、『農商辨』とほぼ同時期に著された、橋本左内（天保5〔1834〕年-安政6〔1859〕年）や横井小楠（文化6〔1809〕年-明治2〔1869〕年）などの論著でも商人が外国貿易を担うことは否定されていた¹⁶⁾。これらに対して神田は、幕府・諸藩が流通過程を支配・統制することを論じなかった。彼は、商人を卑しむだけでは武家政権もその将来は不透明になると述べており（神田 [1861] 1879, 13）、いわゆる「姦商」という思想からは脱却していた¹⁷⁾。その結果、彼は商人による民営貿易を容認するとともに、この「利」に対して租税を賦課するという構想に行き着いたと思われる。彼の「商税」徴収という発想は幕末においては数少ないものであった¹⁸⁾。

第2に、江戸時代の経済思想の多くは生産過程に関しても幕府・諸藩が「撫育」すべきであるとする思想が大半を占めた。たとえば、本多は「農業の道を以て國政の最初とし、勸農の官を立、撫育教導に丹誠すれば永久亡慮の出來することなし」（本多 [1795] 1935, 252）と述べ、幕府・諸藩が農業奨励策をおこなうべきであるとした。また、「常に布帛器材を検査ありて、麤蜜精拙の階級を分別し、中にも長じたるもの賞し、短なるものを助る策あらずば、珍産珍器日を追て善美を勉め、能技に達するものも亦多く出來、国の光輝を副ん。左あらば異国より譽れを取んことを謀るは、國務にて、せて叶はぬ道なり」（本多 [1798b] 1970, 101）として工業についても奨励策を講じることを説いた。この

ような思想は先に挙げた橋本や横井にもみられるものであった¹⁹⁾。これに対して神田の産業奨励策は輸出品の原材料を供給する農業への租税を減じ、これによって農民の耕作意欲を増加させることにとどまる。彼は、この減税政策による農産物の増産がその価格を低下させ、工業にも好影響を及ぼすとして、幕府・諸藩が生産過程に直接的にかかわることを論じなかった²⁰⁾。このこともまた『農商辨』の特徴として捉えることができよう。

では、『農商辨』における思想は、後の神田にどのように受け継がれたのであろうか。武家政権の維持という彼の大前提は、明治維新という政治上の変革によって変更を余儀なくされた。また、農民に対する租税を漸減すべきであるとした『農商辨』の主張は、地租改正事業の端緒となった「税法改革ノ議」（明治2〔1869〕年）では踏襲されなかった。というのは、神田はこの建議書で旧幕藩体制時代の税率から算出した税率を新税制に採用しようとしていたからである。むしろ、『農商辨』で主張された税源を農から商へ変更する税制改革論は、明治政府首脳にみられた。このことは「地租改正条例」第6章に将来的な地租軽減が記されたことから明白であり、農民を税負担から解放することは明治政府による税制改革の理念のひとつとなっていたのである。他方、農民への税負担を軽減すべきことを論じなくなった神田は、地租改正についての建議と平行して民選議院制度確立に向けての建議を多数公表したが、それは『農商辨』執筆の発端ともいえる国防と「民心」に関する問題の解決を、新たに政治体制に求めたからであった。つまり、彼は、統治者が「民心」を掌握すべきであるとの立場から、民がこれを自らの手で治めるべきものであると捉えはじめたとみなすことができる。もちろん、これを論じることは本稿の目的を超えるものであり、このことを明らかにしていくには別稿が必要となろう。

とはいえ、他方『農商辨』で論じられた経済政策については、明治以降も変化することがなかった。たとえば、金銀流出問題解決のために兌換制度確立を主張した「貨幣病根療治説」（明治8<1875>）では、流出する金銀を減ずるため、輸出を促進する場合は輸出税を減ずるべきであり、これが「国産撫育ノ道」である（神田 [1875] 1976, 7丁）、と彼は論じた。租税免除による産業奨励策は『農商辨』の見解を踏襲したものといえよう。もちろん、このような思想の源泉を欧米から輸入された「自由主義思想」に求めることはできない。というのは、租税の徴収、もしくは減免以外で政府が生産・流過程に関与することを述べない彼の思想は、武士を統治者・兵士とする「祖法」に端を発するものだからである。ところが、身分制度を維持するために展開された同書の思想が、産業の保護育成を論じない「自由主義思想」と誤解されたために、神田の思想は欧米経済学説と対照されることになったのである。しかし、彼を欧米の「自由主義思想」に分類する評価は、この輸入された思想と後年の彼の思想との間に生じたズレを、思想上の「変化」、「限界」と捉え²¹⁾、彼の思想に一貫性をもとめることを困難にした。このことを明らかにしていくことも今後の課題となる。

神田の経済と政治にかんする思想の出発点となった『農商辨』を江戸時代の経済思想として再評価することは、明治維新ののち、多くの論著で時弊の解決策を講じ、また政府の官僚としてさまざまな制度改革に携わった彼が、欧米から輸入された「自由主義思想」や諸制度の単なる紹介者ではなかったとの理解を可能とする。

南森茂太：関西学院大学経済学研究科大学院研究員

注

- 1) このような評価は経済思想史、洋学史、日本史など各学問領域において共通のものである。『国史大辞典』、『洋学史事典』、『経済思想史辞典』など各種辞典類の「神田孝平」の項を参照のこと。

- 2) 『農商辨』は「当時学友の間に見せ其間転々伝写された」（吉野 [1927] 1995, 205）もので、「1879年11月に土居光華氏の評点で『経世餘論』と題する神田孝平の論文集が刊行」（本庄 1971, 114）され、初めて公刊されることとなった。その後、『農商辨』は神田乃武編『淡崖遺稿』、大久保利謙編『明治啓蒙思想集』、本庄栄治郎編『先学遺文』、本庄栄治郎編著『神田孝平—研究と資料』に、『経世餘論』は横川四郎編、加田哲二解題『近世社会経済学説大系 15 福澤論吉、神田孝平集』に採録された。また、『農商辨』には『増補農商建国弁』という異本がある。本庄はこれを『『憂天私言』と『農商辨』と最後の物価関係の三論文から成り立って、文脈から見ると木に竹を接いだような感があり、面目一新の増補版とは考えられない。神田孝平の試みた増補ではなく、伝写の際に異なる論稿が付け加えられたのではないかと思う」（本庄 1971b, 116）と指摘している。同書は吉野作造編『明治文化全集』（第9巻経済篇）、本庄栄治郎編『先学遺文』に収録されている。なお、本稿は『経世餘論』に採録された『農商辨』から引用をおこなう。
- 3) 堀によれば、「商工立國主義」とは「對外貿易を開き若しくはこれを隆盛ならしめる必要があるが、其の爲には國內の工業、特に外國の需要する財を生産する工業を振興しなければならない、或は其の結果として國內の工業は自ら刺戟をうけて盛大とならざるを得ない」（堀 1948, 9）との主張を指すものである。さらにこれは「農業は大なり小なりの程度に犠牲となるもまた已むを得ないとすもの」と「農業の犠牲を喜ばないもの」があり、堀は後者を「第二種の商工立國主義」と仮称した（9）。
- 4) 日本経済思想史研究における近年の課題のひとつに、江戸と明治の連続・非連続の問題をどのように考察するかがあげられる。このような課題については、井上（1992）が、明治以降の経済思想研究の課題として取り上げ、川口（2001）、小室（2003）、三島（2003）などにおいても同様の指摘がなされている。また、三島

- (同上)では、明治以降の研究は欧米経済学史をなぞったような議論が目につくことを指摘している。
- 5) このような成果のひとつに、川口浩編著『日本の経済思想世界—「十九世紀」の企業者・政策者・知識人』(2004, 日本経済評論社)が挙げられる。
 - 6) これまでの研究では、どちらかといえば「農ヲ以テ國ヲ立ツル」を農業立国論, 「商ヲ以テ國ヲ立ツル」を商業立国論, もしくは商工立国論と解釈し, 神田が産業構造を変革すべきと論じたと捉えられる傾向があった。ところが, 彼は自らの構想を, 農業を盛んにする方法であると述べており(神田[1861]1879, 7), これを産業構造の変革と解釈することはできないように思われる。そのため, 本稿では, 彼の農商の比較は税源としての優劣を論じたものと捉えることとする。
 - 7) 神田は, 国内に製造業がなくとも中継貿易によって商人は栄えることができると捉えていた。なおこの点については, 本稿III節を参照のこと。
 - 8) 江戸時代における海外発展論については, 本庄栄治郎『日本経済思想史研究』(上)(1966, 日本評論社)などを参照のこと。
 - 9) たとえば, 佐久間象山(文化8(1811)年—元治元(1864)年)は大砲製造に必要な銅がオランダ・清との貿易によってその半数が流出していることを問題視した(佐久間1842[1971], 278-79)。ただし, オランダとの貿易は日本の海防が強化されたことを諸外国に伝えてもらうために必要であり, そのためには貿易はこれまでどおりおこなうべきとした(278)。このことは『強兵』(政治)を『富国』(経済)に優先(矢島1990b, 156)させる思想と評される。このような傾向はペリー来航後より一層顕著となり, たとえば江戸湾防備のための砲台建設は当時の歳入を省みないものとなった。なお, この当時の海防論については大山(1935)を参照のこと。
 - 10) これは西洋の租税制度を歪曲して記述したものである。たとえば, 神田はイギリスのインド支配について「租税ハ取ラズ, 只専ラニ其ノ産

物ヲ買ヒ, 貿易ノ資トナシ, 且他邦ノ船ノ至ル者ヨリ, 運上ヲ收ムルノミ」と評したが, 実際のイギリス東インド会社による租税制度は農民に税負担を課すものであった。なお, イギリス東インド会社の租税制度については水島(2007)を参照のこと。

- 11) 神田の提示した課税額の算定方式は次のとおりである。
 - ・「値」×税率(10%)=税額
 - ・「利」×税率(10%)=税額
 「値」は収益であり, 「利」は収益から費用を控除したものである。そのため, 前者は企業会計における「売上高」, 後者は「売上高」から「売上原価」と「販売費及び一般管理費」を控除した「営業利益」に近いものと捉えることができよう。つまり, 「値」に対する課税は「売上高」に基づいた「外形標準課税」, 「利」に対する課税は「営業純益」への課税に近いものということができる。
- 12) 「商法」という用語は9箇所を用いられているが, これらを順に列挙すれば, 以下のとおりになる。
 - ①「江州ノ商人日本國中到ラザル所ナシ…他邦ノ人商法ヲ知ラズ, 故ニ江州ノ商人, 其ノ間ニ居テ, 獨リ其ノ利ヲ専ニスル事ヲ得タリ」(神田[1861]1879, 4)
 - ②「然レドモ何レモ商法ヲ知ラザルヲ以テ, 千萬里ノ遠方ヨリ來レル西洋人ノ爲メニ, 其ノ利ヲ奪ハレテ之ヲ如何トモスル事ヲ知ラズ」(5)
 - ③「商法ニテ國ヲ立ルトイヘバ, 早合點ニテ考フレバ, ドフヤラ農ヲ廢スルカト思フ人モアルベケレドモ中々左ニアラズ, 農ノ税ヲ取ラズ, 農ヲ使テ益々盛ナラシムル法ナリ」(7)
 - ④「儉約ハ高ガ知レタル者ナリ, 百萬石ノ物成ハ丸デ残ツテモ百萬石ナリ, 若シ商法ヲ用フル時ハ, 百萬石ヲ二百萬石ニモ, 三百万石ニモ, 限りナク, 盛大ニナスコトヲ得ベシ」(7-8)
 - ⑤「方今ニアリテハ, 武門ニシテ商法ヲ用ヒ, 貿易ノ道ヲ開クニ如クハナシ」(14)
 - ⑥「一變シテ商法トナス時ハ, 農稅悉ク省クベシ, 國庫日ニ富ムベシ, 故ニ貿易ハ, 民心ヲ取ムルノ要術ニシテ, 武備ヲ整フルノ手始メ

ナリ」(16-17)

⑦ 「西洋ニテハ商法ニテ國ヲ立ルヲ以テ末代永久ニ至ル迄農民ヨリ租税ヲ取ルコトナシ」(同上 19-20)

⑧ 「我邦及漢土等ニテハ、仁政ノ名アリト雖ドモ、深く其ノ本ヲ推セバ、却テ西洋商法ニ仁政ノ實アルニ如カズ」(20)

⑨ 「農法ノ小仁ヲ捐テ商法ノ大仁ヲ取ラムコト、亦己ニ明カナリ」(21)

これらのうち①は近江商人が、②は西洋人がおこなっている中継貿易を論じており、他方において、③-⑨は統治者がおこなう経済政策を論じたものと捉えることができる。

13) 住谷(1934)は、神田の「昔シ王朝ノ時、武人ヲ卑シムコト甚シ、源義朝ノ如キ名望アル者ト雖ドモ猶昇殿ヲ許サレズ、然レドモ其ノ子頼朝ノ時ニ至リテ、兼テ鄙シミタル武人ノ爲メニ、遂ニ政權ヲ奪ハレタリ、當今商人ヲ卑シムコト甚シ、然レドモ萬國商ヲ爲ス者ハ榮ヘ商ヲ爲サザル者ハ衰フ是天下ノ權商人ニ移ルノ時ナリ、此儘ニ指シ置バ、行末如何成行モ測リカタシ、然ラバ之ヲ如何ニシテ可成ランヤ、王朝ノ時ニアリテハ、朝家ニシテ武事ヲ重ンジ、戦鬪ノ道ヲ講ズルニ如クハナシ、方今ニアリテハ、武門ニシテ商法ヲ用ヒ、貿易ノ道ヲ開クニ如クハナシ、王朝既ニ一度誤マレリ、武門再度誤ルコトナクンバ可ナリ」(神田[1861] 1879, 13-14)を根拠として、「封建的武門をして商業・貿易を営ましめよと主張し、勸告している」(住谷 1934, 21)と解釈している。また、加田(1962)は「武士階級の転向を主張した文章」(加田 1962, 294)と『農商辨』を評している。これらは神田の主張を武士が外国貿易を直接担うと捉えたものであるといえよう。

14) 江戸時代の多くの経済思想は、「限りある土地の生産力に依頼した関係上、奢侈を非難して節儉を奨励」(本庄 1966, 7)するものであった。神田による儉約論の批判は、幕府・諸藩が「石高制」に依存しては財政を維持できないことを指摘したものであった。もちろん、「石高制」に依存した財政運営の限界は、神田よりも以前の思想家によって察知されていた。大坂両替商

の草間直方(宝暦3(1753)年-天保2(1831)年)はその一人ということができよう。小室(2004)によれば、草間は「石高制が基礎を置くのは米価であり、その米価の下落は不可避なものであり、この米価に依存している諸侯への融資は必然的に不良債権化せざるを得ない。そして、それは、大名貸しを行う大坂両替商の地盤低下をもたらし、ひいては金融界の閉塞状況を招く」(小室 2004, 62)と認識した。そして、彼はこの打開策として、「大坂の両替商が、その信用を資本として地方・領国の殖産興業を進め」(51)ること、すなわち「融通」の重要性を説いた。

15) たとえば、本多が「交易に国君の天職と、商賣の産業とに差別あり。商賣の所為は其国・其処の産物を旬能き時に下直に買得て貯へ置、水旱・風損杯、異変を待居て、是が為に相場引揚げ高直となる時、則其国・其処へ元直段より数倍高直に売て高利を貪るを、民と利を争う」(本多 1798c [1970], 34)と述べたのは、彼の「姦商」観の一例である。つまり、彼は「(商業の)擡頭の現実を十分に評価しながら、商業資本そのものに対しては極めて批判的」(塚谷 1970b)であった。

16) 橋本左内は、外国人は「商法専ら信義に基き礼律を守」るのに対し、「本朝商人」は「狡弄瞞瞞のみ」である(橋本[1857頃] 1971, 537)、と述べ、藩主導の外国貿易を主張した。横井も同様に、「民間の生産する処」はこれまでごとく「商賣」の手に売り渡されてきたため、「姦商」にあえば「種々の詐欺」をうけて半分の利益しか得られずに終わっていた(横井[1860] 1971, 442)、と「姦商」観を提示した。そのため、彼は「是を官府に収むべし」(442)として、藩主導の外国貿易を論じたのであった。ただし、「豪農・富商の正直なる者を選び元締め」(442)とすることを容認し、その実務の一部を民間に委託しようとした点は、本多などそれ以前の思想と袂を分かたず。

17) 神田は、商人が外国貿易を担うことを容認したものの、彼らの政治への介入は否定した。経済力を増大させるものが権力を握る時勢であると認識した神田は、商人のみが外国勢力と結び

つくことを危険視し、武家政権そのものが彼らに脅かされていると考えた。武家政権を維持するという視点では、商人は抑圧されなければならない存在であった。この対策として商の「利」に対する租税賦課が提言された可能性を看過できない。彼は、租税が産業の発展を阻害するものとしながらも、振興の必要がある商業に対し課税することを提言した。これは矛盾があるように思われる。しかし、神田が商人の経済力を、租税という合法的な形式で恒常的に回収することを含意したと考えることでこの矛盾は解消できる。つまり、彼の「商法」は「徴富論」の要素を含むものであった。なお、従来の「徴富論」は抑商論から発展したもので、御用金徴収を正当化するものであった。しかし、御用金は返済を破棄される可能性のあるものであり、このような政策は商人の不満を募らせるとして神田は否定している。

- 18) 本庄 (1937) は幕末に商税論を唱えた思想家、政治家などを紹介している。そこでは神田の『農商辨』のほかに、慶応元 (1865) 年の某氏の建言書、慶応3 (1867) 年のフランス公使レオン・ロッシュの建言が挙げられている。
- 19) 橋本は「制産之儀」はこれまでも「治国富民之要務」であったが、外国貿易が盛んになろうとする状況にあっては「国家御大政中の最も御専務」になると論じた (橋本 [1857 頃] 1971, 536)。また、横井は「諸物品」の生産、あるいは増産をおこなおうとするに際して、資金不足で意のままにならないものが多いとし、「官」がそのような人々に「錢穀」を貸して奨励すべきと論じた (横井 [1860] 1971, 442)。この際、「利息」をとらず、「相対」に高利の金銀を借りる「冗費」を節約すべきであると述べたが (同上 442)、これは「姦商」観に基づいた思想といえよう。
- 20) 武士が俸禄以外の収入源を持たないことが生活困窮の原因となっており、また俸禄自体が幕府・諸藩の財政を圧迫していた。これを打開すべく、たとえば横井は、武家の次男以下をその才力の長短に応じて多少の俸禄を与え、たとえば「航海の志」あるものには海浜で「航海の具」

を与え、「養蚕を願ふ」ものには桑畑にて「蚕室」を与えるべきと論じた。そして、非常時には前者を海軍に、後者を陸軍に配属しようと構想した (横井 [1860] 1971, 443-44)。しかし、神田は武士の俸禄削減は軍備を弱体化させると非難し、この点から武士を他の職に携わらせることを述べなかったと捉えることができる。

- 21) 神田の経済思想については、堀 (1948) が「後年、國民主義的或いは歴史學派的傾向を帯びるに至つた」 (堀 1948, 28) と評している。また、塚谷 (1960) は、神田を、津田真道 (文政 12 (1829) 年-明治 36 (1903) 年)、西周 (文政 12 (1829) 年-明治 30 (1897) 年) とともに「官僚自由主義者」と位置づけ、神田の「自由主義思想」を「はじめから官府の許容する範囲のものにとどまる、中道的・微温的なもの」 (塚谷 1960, 86) と指摘した。そして、『明六雑誌』以後の神田には経済問題に対するまとまった業績がないこと、明治 21 (1888) 年の「東西地主考」において、「日本主義とか民族主義といった立場への傾斜がはいまいな形であれ」確認できることを根拠として、これを「温床にある官府の開明学者の限界」 (104) と述べた。他方において、政治思想については、住谷 (1958) が「民選議院ノ時未夕到ラサルノ論」 (明治 8 (1875) 年) において変質したと判断して、「明治絶対主義政府の官僚としての政治的・社会的地位は、かれの思想に限界をあたえている」 (住谷 1958, 70) と捉えた。

参考文献

- 井上琢智. 1992. 「日本経済思想史研究—課題と展望」 経済学史学会編『経済学史—課題と展望』九州大学出版会：241-45.
- 大久保利謙編. 1967. 『明治啓蒙思想集』筑摩書房.
- 大島 清・加藤俊彦・大内 力. 1972. 『地租改正』東京大学出版会.
- 大山敷太郎. 1935. 「幕末の財政案亂」日本経済史研究所編『幕末経済史研究』臨川書店：239-96.
- 奥田晴樹. 2001. 『日本の近代的土地所有』弘文堂.
- 加田哲二. 1962. 『日本社会経済思想史』慶應通信.
- 川口 浩. 2001. 「江戸時代の「経済思想空間」」『早稲田政治経済学雑誌』 (早稲田大学) 345:48-

- 72.
- . 2004. 「日本の経済思想世界—「十九世紀」の企業者・政策者・知識人」川口浩編著『日本の経済思想世界—「十九世紀」の企業者・政策者・知識人』日本経済評論社：1-29.
- 神田孝平. [1861] 1879. 『農商辨』土居光華編『評点経世余論』正栄堂：1-27.
- . 1875. 「貨幣病根療治説」『明六雑誌』（復刻版）立体社：6-9.
- 経済学史学会編. 2000. 『経済思想史辞典』丸善.
- 国史大辞典編集委員会編. 1983. 『国史大辞典』第3巻, 吉川弘文館.
- 小室正紀. 2003. 「日本経済思想史：江戸から明治へ—江戸時代経済思想史研究の二十年」『経済学史学会年報』43:68-84.
- . 2004. 「大坂両替商草間直方における『融通』」川口浩編著, 前掲書, 33-66.
- 佐久間象山. [1842] 1971. 「海防に関する藩主宛上書」佐藤昌介・植手通有・山口宗之校注『渡辺崋山 高野長英 佐久間象山 横井小楠 橋本左内』日本思想大系 55, 岩波書店：262-82.
- 住谷悦治. 1934. 『日本経済學の一齣』大畑書店.
- . 1958. 『日本経済學史』ミネルヴァ書房.
- 塚谷晃弘. 1960. 『近代日本経済思想史研究』雄山閣.
- . 1970a. 「本多利明」塚谷晃弘・蔵並省自校注『本多利明 海保青陵』日本思想大系 44, 岩波書店：443-73.
- . 1970b. 「江戸時代における経世家の二つの型—本多利明と海保青陵の場合」塚谷晃弘・蔵並省自校注, 同上書, 421-42.
- 日蘭学会編. 1984. 『洋学史事典』雄松堂出版.
- 橋本左内. [1857?] 1971. 「制産に関する建議書」佐藤昌介・植手通有・山口宗之校注『渡辺崋山 高野長英 佐久間象山 横井小楠 橋本左内』日本思想大系 55, 岩波書店：536-37.
- 堀 經夫 1948. 『新修明治経済學史』高島屋出版部.
- 本庄栄治郎, 1937. 「幕末の商税論」『経済論叢』（京都大学）第44巻5号所収.
- . 1964. 「石田梅岩から海保青陵へ, さらに神田孝平へ」『商経学叢』（近畿大学）No. 27:1-27.
- . 1966. 『日本経済思想史研究』上, 日本評論社.
- . 1971a. 「神田孝平および吉野作造博士の著作について」『日本学士院紀要』29 (2): 113-22.
- , 編. 1971b. 『先学遺文』清文堂出版.
- , 編著. 1973. 『神田孝平—研究と資料』清文堂出版.
- 本多利明. [1795] 1935. 『自然治道之辨』横川四郎編, 本庄栄治郎解題『本多利明集』近世社会経済学説大系第1, 誠文堂：251-64.
- . 1798a. 『西域物語』下, 塚谷晃弘・蔵並省自校注, 前掲書, 144-63.
- . 1798b. 『西域物語』上, 塚谷晃弘・蔵並省自校注, 同上書, 89-115.
- . 1798c. 『経世秘策』下, 塚谷晃弘・蔵並省自校注, 同上書, 22-43.
- 三島憲之. 2003. 「日本経済思想史：経済政策思想と経済構想—明治期経済思想研究の回顧と展望」『経済学史学会年報』44:84-95.
- 水島 司. 2007. 「イギリス東インド会社のインド支配」小谷汪之編『南アジア史 2 中世・近世』山川出版社：293-324.
- 矢嶋道文. 1990a. 「日本型重商主義思想の成立—本多利明・佐藤信淵 杉原四郎・逆井孝仁・藤原昭夫・藤井隆至編著『日本の経済思想四百年』日本経済評論社：137-48.
- . 1990b. 「日本型重商主義思想の展開—佐久間象山・横井小楠 杉原四郎・逆井孝仁・藤原昭夫・藤井隆至編著, 同上書, 149-59.
- 横井小楠. 1860. 『国是三論』佐藤昌介・植手通有・山口宗之校注, 前掲書, 438-65.
- 横川四郎編, 加田哲二解題. 1936. 『福澤諭吉, 神田孝平集』（近世社会経済学説大系第15）, 誠文堂新光社.
- 吉野作造. [1927] 1995. 「明治文化に対する神田孝平先生の貢献」吉野作造著『開国と明治文化 吉野作造選集 11』岩波書店：203-15.
- , 編. 1934. 『明治文化全集』（第9巻経済篇）日本評論社.